

商工観光課からのお知らせ

【問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎87-0696

町内で食品等の移動販売を行っている事業者について

運転免許の自主返納などにより、買い物支援を必要とする町民の方の利便性向上を図るため、町内で食品等の移動販売を行っている事業者を紹介します。

なお、個人宅巡回にて移動販売を行っている（有）やまへい青木へは、町から高齢者等の見守り活動への協力をお願いしています。

見守り活動：移動販売の業務中において、高齢者等の異変と思われる状況を発見した時に、関係行政機関へ連絡いただく活動です。

【COOP移動店舗 せいきょう便】 問い合わせ：共立社コールセンター☎ 0120-916-244

山形市などでスーパーの運営等を行っている生活協同組合共立社が実施する移動販売車です。

移動販売は、下記の2箇所の固定の場所での実施となります。

なお、同事業者では、このほかに宅配事業（事前に注文して自宅等へ配達）も行っています。

曜日	時間	実施地域	実施場所
金曜日	午前 11 時 40 分～	鮎貝	原田ふとん店近くの空き地
	午後 0 時 10 分～	高玉	西塚管工事店より南に約 100 ㍓先にある駐車場 (児玉モータースより北に約 250 ㍓)

※各場所での停車時間は約 20 分程度となります。

【（有）やまへい青木移動販売車】 問い合わせ：☎ 0238-84-6963（午前中にお問い合わせください。）

長井市で小売・仕出店の経営を行っている（有）やまへい青木が実施する移動販売車です。

個人宅巡回では、一軒一軒玄関先まで訪問しての販売となっておりますので、ご利用を希望される方は、（有）やまへい青木まで直接お問い合わせください（要望にお応えできない場合があります）。

●個人宅巡回

曜日	時間	実施地域
月曜日	午後から順に 各地域を巡回します	1号車 貝生、十王 / 2号車 畔藤、浅立
火曜日		1号車 中山、針生、大瀬
水曜日		2号車 深山、高岡、下山、菖蒲
金曜日		1号車 黒鴨、山口、西高玉、西横田尻 / 2号車 十王、滝野、萩野

※実施内容については、変更となる場合があります。

※上記に掲載ない地域については、個別にご相談ください。

●固定場所販売

曜日	時間	実施地域
水曜日	午後 5 時～	横田尻
実施場所		
源七遠藤商店駐車場		

※停車時間は約 30 分程度となります。



あなたの意見で“しらか”は変わります。

審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、一つずつ行動に移していくことが必要です。その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、下記の各審議会等委員を募集します。

募集する審議会等と募集委員

① 白鷹町環境審議会委員	3人
② 白鷹町社会教育委員	2人
③ 白鷹町文化財保護審議会委員	2人

【問い合わせ】各審議会等の所管部署

■各審議会等委員について

① 白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境に関する計画などについて審議する機関です。

▼応募資格

- ① 町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ② 年2〜4回程度開催される会議などに出席できる方

▼報酬 6000円/日（会議時間が4時間未満の場合は3000円/日）

▼所管部署

町民課くらし環境係
☎ 8516131

② 白鷹町社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

▼応募資格

- ① 町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ② 年2〜3回程度の研修・会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署

教育委員会生涯学習・文化振興係
☎ 8516146

③ 白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用について、調査審議する機関です。

▼応募資格

- ① 町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ② 年2〜3回程度の会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署

教育委員会生涯学習・文化振興係
☎ 8516146

①〜③の任期

令和6年4月1日〜
令和8年3月31日まで

■共通する応募資格

- 原則として、白鷹町以外の審議会等の委員でないこと
- 白鷹町の議員および職員でないこと
- 次の基準を満たす方
 - ① 納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること
 - ② 公民権を有していること
 - ③ 破産者で復権を得ない者でないこと
 - ④ 刑執行中の犯罪歴がないこと
 - ⑤ 暴力団員等でないこと

■応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、所管部署に提出してください。詳しい応募要項および応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■応募締切

3月1日（金）

※当日消印有効

■選考方法

審議会等委員選考審査会で審査の上、選考します。

■審査結果

応募者全員に通知します。

■その他

各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、個人情報保護に関する法律第67条の適用を受けるとともに、同法の規定に違反した場合（職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合など）は罰則の対象となります。

【問い合わせ】

各審議会等の所管部署

